

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 5 9 年 3 月世田谷区規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 に次の 1 号を加える。

- (3) 条例別表に定める障害又は疾病の程度を有する者であることを確認することができる書類が、やむを得ない事由により基準日までに整わないこと（当該書類の交付日又は決定日が基準日までである場合に限る。）。

第 5 条第 2 項第 1 号中「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 1 条の 2 第 3 号の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の事由について適用し、同日前の事由については、なお従前の例による。